



真剣に無事故を祈願

## 国道での死者を供養

### 交通事故ゼロを願って

を行いました。

岩倉地区内は国道が通っていますが、交通事故による死者が近年、この地区内で多く出ているため、死者の霊を慰め、交通事故防止に努めようとするのがねらいです。

小郡署の調べでは去年、岩倉地区内で自転車に乗った老人が軽トラックにはねられて死亡、昨年四十一件（前年より十四件増）のうち唯一の死亡事故となりました。

ことは二月十五日現在で町内三件のうち二件がこの地区付近で起り、女性が一人死亡、一人重傷です。

施餓鬼法会には、地元から田辺忠志（岩倉西区長）徳永孝一（岩倉上区長）稲田修（小郡署交通課長）杉山茂樹（小郡交通安全協会副会長）福岡実同（阿知須支部長）や遺族ら約三十人が出席、事故撲滅を祈りました。

出席者の中からは「見通しのいい道路だが、ドライバーに気のゆるみがあるのだろうか」とか「数年前に若いドライバーの車が池に落ち死亡する事故があつて以来、最近まで重大事故はなかったのに」という話が聞かれました。

なお、岩倉地区内の国道未改良部分（五四〇号）は現在車道幅員十メートルに改良工事中で、三月中に完成する予定です。

これが完工すれば町内の国道（三、五五一号）は全区内が改良済みとなります。

小郡交通安全協会阿知須支部（福岡実支部長）は二月十五日、岩倉西区で施餓鬼法会

# 大丈夫? あなたの火の用心

春の全国火災予防運動 2月29日～3月13日

何かと火を使うことの多い季節ですが、この時期は火災が発生しやすくなります。

二月二十九日からは「春の全国火災予防運動」が始まりますが、大丈夫ですか、あなたの火の用心。少しでも気になつたら火の元を確かめ、こうした日ごろの努力が生命と財産を守ります。

出火原因の大半はあなたの注意で防げる

全国的には一日当り約四億

一千万円の財産が灰になっているといわれていますが、出火原因は火の不始末などが大半を占めています。たばこの火をはじめ、たき火、こんろ、火遊び、ストーブなどいずれも一人ひとりが気をつければ防げることはばりです。

「火の用心の七つのポイント」を守って火災予防運動に協力しましょう。



## 火の用心七つのポイント

- 1 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

## 児童手当

2人目以降の義務教育就学前の児童が対象  
児童手当法が改正され、義務教育就学前の児童を含む二人以上の児童を養育している人に児童手当が支給されるようになりました。昭和六十一年度から段階的に支給対象が変わり、六十三年度から二人目の子ども以降すべて義務教育就学前(六十三年四月一日現在で、五十七年四月二日以降生まれ)の児童が対象になります。



## 新資格者の事前申請手続きを

昭和六十三年度新たに受給資格者となる人、また、すでに三人目以降の子ども分の児童手当を受給している人で二人目の子どもが該当することになる人は、三月三十一日までに町住民課福祉係へ申請の手続きをしてください。

## 手当の受給額は

児童手当の額は、二人目の子どもは月額二千五百円、三人目以降の子どもは一人につき月額五千円が支給されます。なお、前年の収入が一定額以上の人は受けられません。

一人目	55,500 生
二人目	57,710 生
三人目	2,500 円
三人目	61,910 生
三人目	5,000 円
三人目	7,500 円

くわしいことは町住民課福祉係(☎二二三二)へ

# 国保だより

## 退職者医療制度とは

長年勤めた会社や役所などを退職して、現在、国民健康保険に加入し、年金を受けている七十歳未満の人および扶養家族は、世帯主の届け出により「退職者医療制度」に移行することになります。

お医者にかかるとき

診療を受けるときは、「国民健康保険退職被保険者証」を窓口へ提出してください。

どんな給付が受けられるか

退職者本人	入院・外来とも2割自己負担
扶養家族	入院は2割自己負担 外来は3割自己負担

## 老人保健制度とは

七十歳以上(寝たきり状態にあるお年寄りは六十五歳以上)のお年寄りの医療は、すべて老人保健法のもとに運営されることになっています。

お医者にかかるとき

診療を受けるときは、必ず国民健康保険の「保険証」と老人保健法によって交付された「健康手帳」「医療受給者証」を窓口へ提出してください。



どんな給付が受けられるか

入院	1日400円(老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人は、300円を2ヶ月を限度)
外来	各医療機関の診療科ごとに、1か月につき800円を自己負担(各月において初めて受診するときに、窓口を支払います)

## 遠距離通話料金の値下げ 2月19日から

NTTでは、2月19日(金)から320キロメートルを越える地域へのダイヤル通話の料金について、昼間、夜間(土・日・祝日の昼間を含む)、深夜とも約1割の値下げを行います。問い合わせ NTT宇部(営業企画) (☎宇部⑤-4989)

【時間帯別・3分間通話した場合の料金】 (320キロメートル以上)

時間帯	通話料金の値下げ後			通話料金の値下げ前		
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	深夜
3分間の通話料金の	午前8時～午後7時	午後7時～午後9時 午前6時～午前8時 (土・日・祝の昼間を含む)	午後9時～午前6時	午前8時～午後7時	午後7時～午後9時 午前6時～午前8時 (土・日・祝の昼間を含む)	午後9時～午前6時
値下げ後	360円	220円	200円	400円	240円	220円
値下げ前	400円	240円	220円			

# 各課からのお知らせ

役 場 41111  
教育委員会 2022

## 住民課

有線 2132(福祉)  
2135(戸籍)

### 国民年金保険料の 集金方法が便利な 口座振替制度に

四月から国民年金の集金方法に、加入者のみなさんにとって便利な口座振替制度を取り入れることになりましたので、ご利用ください。

手続きは簡単です。三月から次の金融機関で受け付けますので、預金通帳とその届出印を持って行かれ「口座振替制依頼書」に必要な事項を記

入してください。

▽金融機関 山口銀行、吉南信用金庫 阿知須町農業協同組合

ただし、三月分までの保険料は、役場へお支払いください。なお、地区ごとの集金は従来どおり行います。

### 「母親クラブ」に 活動費 12 万円

児童の健全な育成をはかるため、町では昭和六十二年度の「母親クラブ」を募集しています。

母親クラブは、親子キャンプや親子ソフトボール大会、遊び場などの点検、学習会など地域での児童福祉活動を行

## 税務課

有線 2123

### 「確定申告」は相談日 と会場を確認して

二月十六日から所得税の確定申告と町・県民税の申告相談が始まりました。期限は三月十五日までです。三月に入

## 教育委員会

有線 4898

### 楽しく走ろう会

2月28日岡山霊廟

町教育委員会では、体力づ

くり楽しく走ろう会を次のとおり開きます。

▽日時 二月二十八日(日) 午前九時半

▽場所 岡山霊廟塔前広場

▽参加対象 どなたでも

▽種目 タイム競技マラソン

(スピード競技)六キロメートルコース(中学生以上)岡山霊廟塔前広場、引野明栄寺折返し、三キロメートルコース、二キロメートル、岡山霊廟塔前広場、トリムコース折返し

▽申し込み 一月二十五日(木)までに電話で教育委員会へ



ると混雑が予想されますのであなたの相談日や申告会場をもう一度ご確認ください。

所得の状況によっては納め過ぎの税金が払い戻される場合があります。念のために銀行などの口座番号を控えてお出かけください。

税金を納めるだけの所得がないとか、税金が戻ってくる

ことがないと思っておられる人でも預貯金通帳の種類、番号、届出印を確かめて出かけるのがよいでしょう。

## 保健衛生課

有線 2122

### 健康づくり講座

3月3・10日、  
観光ホテルで

町では健康について自覚を高め、適正な医療と医療費の負担を目指すことを目的に、健康づくり講座を次のとおり

開きます。

▽日時 三月三日(木)十日(木)の二日間、午前十時から午後三時まで

▽場所 宇部ゴルフ観光ホテル

▽対象 四十歳以上の人はどなたでも

▽内容 血圧測定、尿検査、講話、林間ハイキング、楽しい簡易体操、楽しい食事(昼

食)など

▽講師、指導者 共立病院長、三好正規先生、同仁病院院長、西田健一先生、レクリエーション指導員、町保健婦

▽費用 一人(二日分)四千円、ただし、国保被保険者は三千円

▽申し込み 参加費を添えて二月二十九日(金)までに町保健衛生課へ

## 産業課

有線 2123

### 農地転用許可申請は 毎月15日まで

農地(田畑)を埋立てなどをした住宅・駐車場・資材置場の敷地として利用される場合、県知事の許可が必要で

許可を得るためには毎月十五日までに町の農業委員会に「農地転用許可申請書」を提出することになっています。

町農業委員会では翌月上旬に審議し、知事に申請、許可条件に合っていればその月中に許可書がおりにすることになっています。

問い合わせは町農業委員会事務局(産業課内)へ

## 県からのお知らせ

### 県営住宅の 入居者募集

県では宇部市東小羽山町に建設中の県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

▽県営住宅名 西山団地(宇部市東小羽山町五丁目三)

▽申込資格 次の要件をすべて備えている人

(1)県内に住所または勤務地がある人

(2)現に同居し、または同居しようとする親族(内縁関係にある者および婚約者を含む)がある人

(3)住宅に困っていることが明らかなる人

(4)法で定める収入基準に該当している人

▽受付期間 三月一日(火)から三月十日(木)までの午前九時から午後四時まで(土曜日は午前十一時まで)。ただし、日曜日を除く。

▽受付場所 宇部土木事務所(宇部市琴芝町一―一五〇)

▽問い合わせ 宇部土木事務所(宇部市琴芝町七二二五)

または、山口県庁土木建築部(宇部市山内二二二一)

住宅課(宇部市山内二二二一)

# おし らせ



## 町交通災害共済

4月から切り替え

申し込みは3月中に

町では昭和六十三年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。  
加入資格は町内に住民登録または外国人登録している人。この制度は県下の町村(新

とも用遊具は除く)航空機、船舶などの運輸中に事故が起こり、歩行者または乗車・塔乗・乗船中の人がケガをしたり死亡した場合、その場合は別表のように、ケガの程度(治療日数)により、見舞金が支払われます。  
掛金は据置きで年一人五百円。中学生以下の子どもと七十歳以上のお年寄りは一人三百円です。  
六十二年分は三月三十一日で期限が切れますので、これまで加入されていた人も新しい手続きが必要です。  
なお一月末現在の加入者数は五千三百三十二人(加入率は六四・〇%)。見舞金の支払額は昨年四月以降一月三十一日現在で八十四万四千円、該当者は負傷二十人です。

### 共 済 見 舞 金 額

等 級	災 害 の 程 度	金 額
1 等 級	死 亡	1,000,000円
2 等 級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3 等 級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4 等 級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5 等 級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6 等 級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7 等 級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8 等 級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9 等 級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10 等 級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11 等 級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12 等 級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13 等 級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14 等 級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15 等 級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頭部損傷(いわゆる「むち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を超えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

### 海技免状の引換え

海技免状(船の運転免許証)をお持ちで新免状(A3横型三つ折)に引換えをされていない人は次のとおり手続きが必要です。  
▽対象者 昭和五十八年四月二十九日以前に交付された免状をお持ちで、新免状に引換えをされていない人  
▽手続き 新しい免状の交付を受けるための講習(失効再交付講習)を受けた後、再交付の申請が必要です。  
くわしくは、阿知須釣友会長の天野祐成さん(縄北、二六八三(三)三八五一)か、中国運輸局徳山海運支局(徳山②〇一八〇)九州運輸局宇部海運支局(宇部②一四一七)へお問い合わせください。

### 毎月15日は、「お年寄りの交通安全日」

交通安全山口県対策協議会では、お年寄りを交通事故から守る交通安全思想、交通道徳の普及を図るとともに、お年寄り自らが正しい交通ルールとマナーを身につけて、お年寄りの交通事故を防止することを目的に、「お年寄りの交通安全日」をもうけました。  
▽実施日 毎月十五日  
▽実施重点  
(1)お年寄りに対する思いやり運転の励行  
(2)お年寄り自らの安全行動、安全運転の実践  
(3)お年寄りをいたわる家庭環境づくり  
▽実施事項  
(1)広報活動 ・機関紙、広報紙の活用、パンフレット、チラシの作成配布など  
(2)街頭活動の強化 ・反射材貼付、お年寄りドライバーに対する安全運転指導  
(3)ふれあい活動 ・お年寄りに対する訪問指導

(4)お年寄り自らの実践活動  
・反射材貼付の励行  
(5)思いやり運転の推進 ・思いやり運転励行キャンペーンの実施

### 公正取引委員会 消費者モニター募集

公正取引委員会は昭和六十三年度公正取引委員会消費者モニターを次のとおり募集しています。  
▽応募資格 山口市から交通所要時間一時間半程度以内の地域に居住する二十歳以上の消費者

### 料理講習会の 参加者募集

阿知須消費生活研究会では「牛乳・乳製品の料理講習会」を次のとおり開きます。  
▽日時 三月十五日(火)午前九時半〜午後二時

### 家庭奉仕員募集

町社会福祉協議会では、ねたきりのお年寄りや、身体障害者の世話をしていただく家庭奉仕員(女性)を次のとおり募集しています。  
▽年齢 四十歳から五十歳程度

### 催しもの

29日 麻しん(新井医院、後二時〜三時)  
3月3・10日 健康づくり講座(宇部ゴルフ観光ホテル、午前十時)